平成２６年（フ）第２２５号
兵庫県明石市二見町東二見1968番地の１
破産者　梶本技研こと　梶本　武志
１　決定年月日　平成27年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
神戸市西区春日台５丁目17番地の13、前住所神戸市垂水区小束山２丁目16番地の11
破産者　坂本　竹吉
１　決定年月日　平成27年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
神戸市西区櫨谷町菅野39番地
破産者　石井　　正
１　決定年月日　平成27年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
兵庫県明石市藤江1037番地の１　アルファステイツ西明石Ⅲ―405号
破産者　井上由樹子
１　決定年月日　平成27年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
兵庫県姫路市広畑区蒲田698番地２
破産者　有田美津子
１　決定年月日　平成27年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１３７号
兵庫県宍粟市山崎町元山崎69番地１、開始決定時の住所兵庫県姫路市飾磨区都倉１丁目44番地　コーポ坂上113号
破産者　飯塚　正浩
１　決定年月日　平成27年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第９０号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田２丁目２番31号
破産者　菊谷　克也
１　決定年月日　平成27年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７６１号
広島県広島市佐伯区五日市町大字昭和台33番地２第５真屋ビル301、開始決定時の住所広島市佐伯区藤の木３丁目18番３号
破産者　池田　邦二
１　決定年月日　平成27年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８１号
広島県東広島市西条町下三永354番地235
破産者　西田　尚志
１　決定年月日　平成27年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１２号
大分県別府市浜脇１丁目８番５号　市営浜脇高層住宅803号
破産者　大本　　照
１　決定年月日　平成27年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８２号
沖縄県那覇市銘苅２丁目８番29号　リベルタ・エスパシオめいかる306
破産者　松川　久代
１　決定年月日　平成27年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１号
北海道北見市並木町555番地28、破産手続開始決定時の住所北海道北見市大町89番地
破産者　寺澤　竜哉
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
福島県安達郡大玉村玉井字入海79番地２
破産者　菊地　大介
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２７２号
茨城県常陸太田市大平町175番地の２
破産者　今成　勝次
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第６０号
茨城県常陸太田市上利員町2299番地
破産者　茅根　　誠
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第９２号
茨城県水戸市河和田２丁目６番地の７　コーキマンション102号
破産者　大澤　　巧
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１６０４号
横浜市保土ケ谷区常盤台54番７号、開始決定時の住所横浜市神奈川区菅田町1983番地６
破産者　鈴木　浩幸
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６０５号
横浜市保土ケ谷区常盤台54番７号、開始決定時の住所横浜市神奈川区菅田町1983番地６
破産者　鈴木　　愛
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７２号
横浜市中区新山下３丁目15番３―411号
破産者　飯田　正信（旧姓岡田）
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部